

保険制度の活用に関する論点について
(前回の研究会での議論)

1. 損保業界からの保険制度等の活用にあたっての問題意識について
 - 現在の任意の保険制度は、戸建て住宅を中心として活用されており、例えば、タワー型マンションのようなもののリスクについて客観的に把握するのが難しい面がある。
 - 対象住宅の現場検査等が十分に行われる体制、保険料率が適切に設定できる体制が確保されることが不可欠である。
 - このような観点から、現行の住宅性能保証制度のように保証機関が有している現場検査等の機能を活用した枠組みの構築を前提に検討することが必要
 - この場合、保証機関が一義的に保険を引き受けたうえで、損害保険業界が再保険的な仕組みで最終的なリスクを引き受けることも可能ではないか。
 - 保険会社が住宅瑕疵に関する保険の最終的なリスクを引き受ける場合、保険料率、保険約款、引受条件が統一になるような措置を講じることが必要。
2. 独禁法の適用除外について
 - 保険制度の安定的運営といった観点からは、独禁法の適用除外措置を講じることやむを得ないのではないか。
 - 再保険プールにおける料率・約款の統一や損保会社の引受約款の統一は理解できるが、引受料率まで統一することは、競争原理が全く排除されることとなり、理解できない。
 - 引受料率の統一について、漠然と「不安だから1号」というのは、やや飛躍している。
3. キャパシティについて
 - マンション等の事故に係るデータの蓄積が少なく、保険制度の安定的な運営といった観点から、キャパシティなしでの制度設計は難しいのではないか。
 - キャパシティ超過時にも被害者救済がなされるためには、政府支援を行うことについての検討が必要であることを踏まえれば、抽象的な議論ではなく、具体的にどの程度のキャパシティ水準となるのか、こういった考え方によるのか等の議論が必要。
 - データが十分に蓄積されれば、こうした措置も不要と思われるが、それにはどの程度のデータ蓄積（又は年数）が必要となるのか。
(第3回研究会で具体的なデータに基づき議論することとした。)
4. 故意・重過失について
 - 故意・重過失は、モラルハザードを招くことから、この保険で対応するのは適切ではない。
 - 構造計算書偽装問題をきっかけに検討を進めているなか、故意・重過失について、全くカバーしないというのは問題。
(第3回研究会でさらに検討を行うこととした。)
5. 論点全般への意見
 - 再保険プールの設置等については、定性的な議論ではなく、定量的なデータに基づく議論に基づき判断する必要がある。

